

吹田市保育所及び小規模保育事業所A型  
設置事業者募集要項



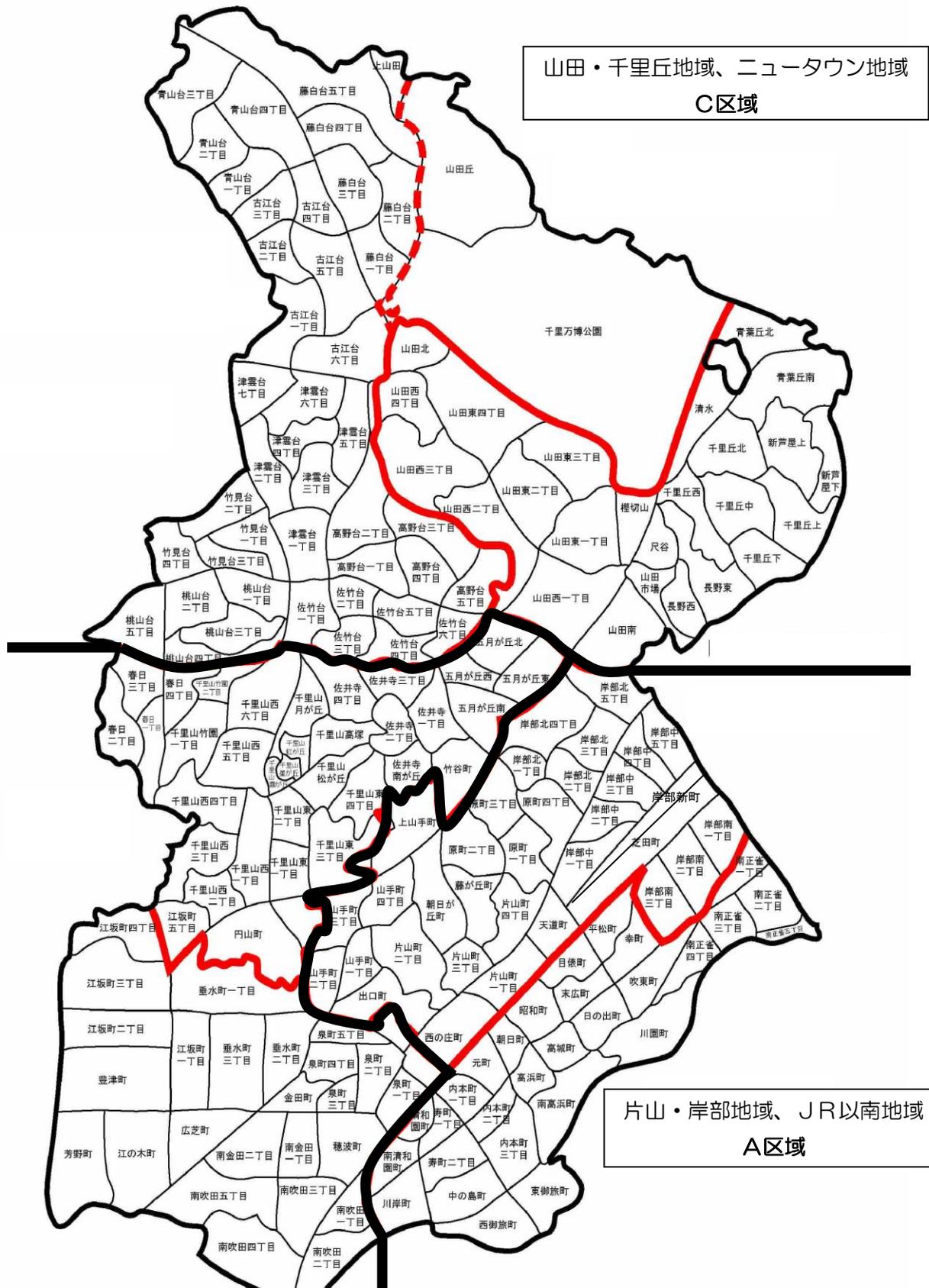
令和6年（2024年）8月21日

吹田市 児童部 保育幼稚園室

## 目 次

第 1	事業概要	1
第 2	応募者の募集等	1～3
第 3	応募者の資格・参加要件	3～6
第 4	事業提案書の提出等	6～10
第 5	事前協議対象者の選定	10～13
第 6	事業実施に関する事項	13～14
第 7	開設準備に係る各種助成金等について	15

# 吹田市内の保育提供区域図



豊津・江坂・南吹田地域、千里山・佐井寺地域  
B区域

## 第1 事業概要

### 1 名称

吹田市保育所及び小規模保育事業所A型設置事業（以下「本事業」という。）

### 2 趣旨

吹田市（以下「本市」という。）では増加する保育ニーズに対応するため、本市域内で新たに保育所及び小規模保育事業所A型（以下「保育所等」）を設置・運営する事業者を公募により選定します。

### 3 公募する地域・施設等

地域		施設種別	開所年月日	1施設あたりの定員（想定）	選定数
A 区 域	片山・ 岸部地域	小規模保育事業所A型	令和7年4月1日まで	19人	1
		保育所	令和8年4月1日まで	100人程度	1
B 区 域	豊津・江坂・ 南吹田地域	小規模保育事業所A型	令和7年4月1日まで	19人	3
		保育所	令和8年4月1日まで	100人程度	1
	千里山・ 佐井寺地域	小規模保育事業所A型	令和7年4月1日まで	19人	3
		保育所	令和8年4月1日まで	100人程度	1

※近隣に別事業者が運営する認可保育所等が存する場合は、事前に御相談ください。

※対象地域以外での設置を選定対象に含める場合がありますので、事前に御相談ください。

※事業所内保育事業所の設置を選定対象に含める場合がありますので、事前に御相談ください。

### 4 留意事項

本公募における選定をもって、提案内容にある各種許認可等が確約されるものではありません。  
なお、本要項の定義は吹田市の解釈による。

## 第2 応募者の募集等

### 1 応募者の募集及び選定の流れ

#### (1) 選定方式

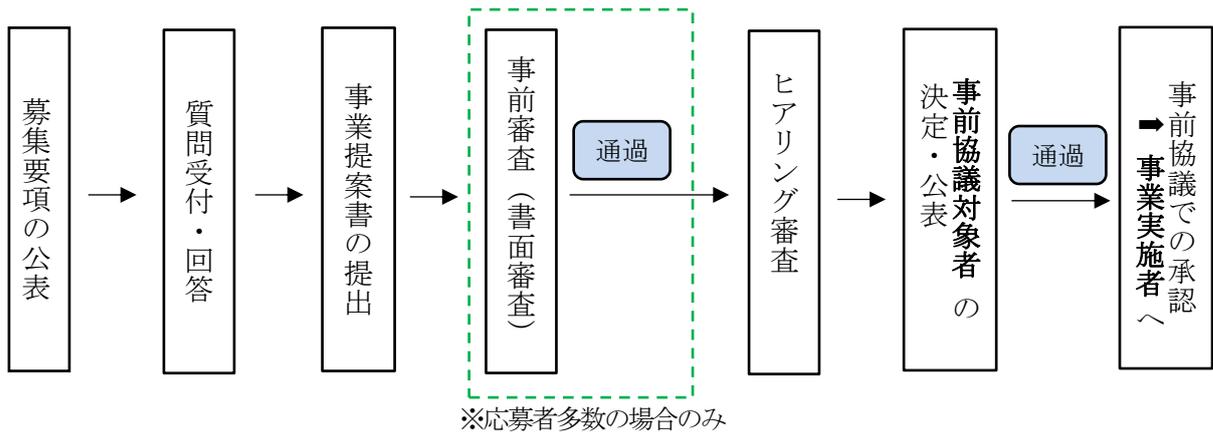
公募型プロポーザル方式によるものとします。

#### (2) 選定までの流れ

本事業に関する質疑応答の後、事業提案書の受付を行います。

応募者多数の場合のみ事前審査（書面審査）を実施のうえ、「吹田市保育等事業者選定会議」（以下「事業者選定会議」という。）によるヒアリング審査を経て、「事前協議対象者」を選定します。

事前協議対象者は、事前協議により本市から事業提案の承認を受けることで、正式に「事業実施者」として位置付けられます。



## 2 事業スケジュール予定

本事業におけるスケジュールは以下のとおりです。ただし、都合により変更する場合があります。

	項目	年 月 日
1	募集要項の公表	令和6年8月21日(水)
2	質問の受付	令和6年8月21日(水)から 令和6年9月6日(金)まで
3	質問の回答	令和6年9月13日(金)まで
4	事業提案書の提出	令和6年9月17日(火)から 令和6年10月18日(金)まで
5	事前審査 結果通知発出	令和6年11月6日(水)まで
6	ヒアリング審査	令和6年11月14日(木)・15日(金) (※いずれか)
7	ヒアリング審査 結果通知発出	令和6年11月20日(水)頃
8	事前協議(事前協議対象者)	令和6年11月20日(水)頃から 令和6年11月29日(金)まで
9	入札手続	令和7年1月10日(金)まで
10	工事着工	令和7年1月中旬

## 3 本募集要項等の公表

本市ホームページに掲載しています。紙媒体による配布はありません。

<https://www.city.suita.osaka.jp/kosodate/1020164/1018254/1005699.html>

また、本事業の募集に関する追加資料を予告なく本市ホームページで公表することがあります。

## 4 質問の受付及び回答

質問事項がある場合は、次のとおり提出してください。

### (1) 受付期間

令和6年8月21日(水)～9月6日(金)

## (2) 質問方法

電子申込システム

[https://apply.e-tumo.jp/city-suita-osaka-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=15200](https://apply.e-tumo.jp/city-suita-osaka-u/offer/offerList_detail?tempSeq=15200)

提出日の翌開庁日から3日以内に、本市から受理メールを返信するので確認してください。

## (3) 回答方法

令和6年9月13日(金)までに、本市ホームページに質問及び回答を掲載します。

## (4) 質問に対する留意事項

- ア 質問した応募者の企画提案の高度な技術・知見や権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあると認められるものを除き、質問及びその回答を公表します。
- イ 公表する内容は質問とその回答のみとし、質問者等の名称は公表しません。
- ウ 類似又は同趣旨の質問に対しては、一括して回答します。
- エ 回答の公表をもって、本募集要項等の補完、追加又は修正とします。
- オ 意見表明と解されるものや質問内容が不明確なものには回答しません。
- カ 募集要項の記載内容に関する確認は、電話対応が可能です。(※審査に関する内容は、上記(2)により提出してください。)

## 第3 応募者の資格・参加要件

### 1 応募者の資格

不動産の確保、施設の設計・建設・改修、運営・維持管理等の業務を行うために必要な企画力、技術力、資本力等の経営能力を備え、保育所等を創設することのできる法人(以下「応募者」という。)とします。

### 2 参加要件

応募者は次の参加要件をすべて満たしてください。なお、事前協議対象者の決定までの間に、同要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第22号)第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

(3) 次の法律の規定による申立て又は通告がなされていない者であること。

ア 破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立て、又は同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件にかかる同法施行による廃止前の破産法(大正11年法律第71号)の規定による破産申立て。

イ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て、又は同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件にかかる同法施行による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく更生手続開始の申立て。

ウ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立て、又は平成12年3月31日以前に、同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる和議事件にかかる同法施行による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)の規定による和議開始の申立て。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する団体若しくはその構成員又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと。

(5) 吹田市暴力団の排除等に関する条例(平成24年条例第50号)に規定する暴力団、暴力団員及び

暴力団関係者でないこと。

- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項第 1 号に掲げる処分を受けている団体に所属し又は関与していないこと。
- (7) 応募者の構成企業及び協力企業並びにその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号及び会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 3 条の規定による子会社を含む）が、他の応募者の構成企業及び協力企業として参加していないこと。
- (8) 児童福祉法第 34 条の 15 第 3 項第 4 号の規定に該当しないこと。
- (9) 令和 6 年 8 月 21 日時点において下記のいずれかの条件を満たすこと。
  - ア 保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所のいずれかを現に運営していること。
  - イ 現に社会福祉事業を行っていること。
  - ウ 開設の届出日から本市で 1 年以上又は本市以外で 3 年以上、認可外保育施設を現に運営していること。
- (10) 直近 3 事業年度分の法人税などに滞納がないこと。
- (11) 現に運営している施設において、過去 2 年に実施された所管庁等による直近の監査・実地指導等において、重大な文書指摘を受けていないこと。ただし、文書指摘を受けていた場合であっても、適正な改善報告がなされている場合は、指摘を受けていない場合と同様の扱いとする。

### 3 応募に係る条件について

- (1) 応募に際しては、以下の条件を全て満たしたうえで事業内容を提案してください。
  - ア 吹田市助産施設、母子生活支援施設及び保育所の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 2 年吹田市条例第 28 号）、吹田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年 9 月 30 日条例第 34 号）を遵守したうえで、保育所等を開設すること。なお、社会福祉法人、学校法人以外の場合は、以下の（ア）、（イ）及び（エ）のいずれにも該当するか、又は（ウ）及び（エ）に該当すること。
    - （ア）実務を担当する幹部職員が、保育所並びに保育所以外の児童福祉施設、認定こども園、幼稚園及び家庭的保育事業等において 2 年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であるか、又は、経営担当役員者に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。
    - （イ）社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者（これに準ずるものを含む。）及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会（保育所等の運営に関し、当該保育所等の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。）を設置すること。
    - （ウ）経営担当役員者に、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含むこと。
    - （エ）他事業を行っている場合、直近の会計年度において、保育所等を経営する事業以外の事業を含む全体の財務内容について、3 年以上連続して損失を計上していないこと。
  - イ 保育所は 0 歳児から 5 歳児まで、小規模保育事業所 A 型は 0 歳児から 2 歳児までの定員を設定すること。なお、いずれの場合も利用児童が卒園まで進級できる設定とすること。
  - ウ 0 歳児の受け入れは、原則として産休明け（生後 57 日目）からとすること。
  - エ 土地又は建物について、賃貸借によって事業を実施する場合は、差押えを受けていないなど、安定的かつ継続的に使用可能な状況にあること。また、次の（ア）～（イ）に該当すること。

(ア) 貸与を受けている土地・建物は、原則として地上権又は賃借権を設定のうえ登記しなければならない。但し、①～②のいずれかに該当し、安定的な事業の継続性が確保される場合は登記を行わないこととしても差し支えないこと。

① 建物の賃貸借契約期間が10年以上の場合

② 貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合

(イ) 賃借料が地域の水準に照らして適正な額以下であること。また、賃借料及びその財源が収支予算書に計上されていること。

オ 応募者が社会福祉法人及び学校法人以外の場合はエに該当することに加えて、次に該当すること。

① 保育所

・年間事業費の12分の1以上に相当する資金を普通預金等により有していること。

・賃借料の財源について、安定的に賃借料を得る財源が確保されていること。また、これとは別に、当面の支払いに充てるための1年間の賃借料に相当する額と1,000万円(年間賃借料が1,000万円を超える場合は当該額)を基本として事業規模に応じ安定的に運営可能と都道府県等が認めた額の合計額を預貯金等、安全性・換金性の高い形態により保有していること。

② 小規模保育事業所A型

・賃借料の財源について、安定的に賃借料を得る財源が確保されていること。また、これとは別に、当面の支払いに充てるための1年間の賃借料に相当する額と事業の年間事業費の12分の2以上に相当する額の合計額の資金を安全性がありかつ換金性の高い形態(普通預金、定期預金、国債等)により保有していること。

・建物の賃貸借期間は2年以上とし、賃貸借契約書に自動更新の条文規定を設けること。

カ 既存建物を活用する場合は、建築検査済証の交付が確認できること(建築検査済証を紛失している場合は、建築確認台帳記載事項証明でも代替可能)。なお、検査済証の交付が確認できない場合においては、「検査済証のない建築物に係る指定 確認検査機関等を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」(平成26年7月2日付け国住指第1137号)に基づく調査報告書の提出があり、当該建物が建築・増改築時において建築基準法に適合していたものであることが客観的に判断できること。

キ 建築基準法における最新の耐震基準を満たし、耐震上問題のない建物であること。

ク 設置当初において施設敷地内に2歳以上の定員に必要な面積の屋外遊戯場を確保すること。なお、屋上に屋外遊戯場を設置する場合に必要なトイレには、屋根を設けること。

ただし、小規模保育事業所A型については、用地の確保が困難な場合、近隣の公園等をこの代替地として設定することができる。

ケ 開所日については、原則として日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く月曜日から土曜日までとすること。

また、開所時間は午前7時30分から午後6時30分を含む11時間以上とすること。

ただし、延長保育時間の設定については、開所時間内において設定できるものとする。

コ 保育中における利用児童の事故等に備えて損害賠償責任保険に加入すること。

サ 保育所の場合、本市内の小規模保育事業者等との連携を積極的に行うこと。小規模保育事業所A型の場合、開所までに「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成二十六年厚生労働省令第六十一号)」第6条第1項第1号及び第2号に基づく保育所等との連携施設を確保すること。また、第3号に基づく連携施設についても確保に努めること。

(2) 応募に際しては、以下の条件を満たすように努めてください。

- ア 多様な市民ニーズに応えるために、多様な保育サービス（延長保育事業、一時預かり事業、発達支援保育（要配慮児童の受入れ）等）を積極的に実施すること。
- イ 子育て支援事業や地域活動事業（園庭開放、子育て講座、親子講座、育児相談、地域行事参加等）を積極的に実施すること。
- ウ 保護者との交流を図り、保護者の意見を保育運営に反映すること。
- エ 保育士等の資質向上に向けて、人権・虐待防止等研修を含め、研修を積極的に実施すること。

#### 第4 事業提案書の提出等

##### 1 事業提案書の提出

###### (1) 提出書類等

本事業の実施を希望する者は、事業提案書（別紙「様式集」を参照してください。）を提出してください。なお、事業提案書を提出した者を提案者とします。また、資料番号ごとにインデックスを作成し、添付してください。

番号	項目	要否	名称	備考	部数
1-1	総則	◎	事業提案書		■
1-2		◎	提出書類一覧表（チェック表）	提出チェック欄にチェックのうえ、提出すること	□
2-1	事業者の概要	◎	定款又は寄付行為	※原本証明が必要	□
2-2		◎	法人の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	提出日から3か月以内に発行	□
2-3		◎	法人印鑑登録証明書	提出日から3か月以内に発行	□
2-4		◎	経営者一覧表		■
2-5		◎	法人代表者及び経営者の履歴書		■
2-6		◎	法人の概要について	法人概要、沿革等について記載すること。法人の概要が記載されたパンフレットの提出でも可。	■
2-7		◎	決算書（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表）	直近3か年分 ※原本証明が必要	■
2-8		◎	法人理事会等の議事録の写し等	本公募への応募等につき、法人としての意思決定が確認できるもの。 ※原本証明が必要	□
2-9		◎	法人税及び法人市・府民税について、滞納のないことの証明書	直近3か年分 非課税事業等で証明が出ない場合は、応募者からの「非課税事業者であることの申告書（様式任意）」等でも可。	□
2-10		◎	現在運営している施設又は事業に関する資料	一覧化した表及びパンフレット等、概要がわかるもの	■

番号	項目	要否	名 称	備 考	部数
2-11	事業者の概要	◎	監査実績が確認できる資料（写）	保育所等の運営に関する監査実績が確認できるもの（施設ごとに直近2か年分）	■
3-1	保育所等設置計画	◎	設置事業計画書		■
3-2		○	保育内容に関する添付書類	保育課程、各種マニュアル、計画書、その他の書類	■
3-3		◎	職員配置計画書	定員での入所を想定した職員配置計画	■
3-4		◎	職員ローテーション表	定員での入所を想定した職員ローテーション表（月～土）	■
3-5		◎	施設長予定者の履歴書及び保育士証（写）	施設長予定者が保育士でない場合は、保育士証は不要。	■
3-6		○	職員採用確約書	必要職員が確保できている場合は不要。	■
3-7		○	【保育所のみ】小規模保育事業等連携施設支援確約書	連携支援の確約ができている場合のみ	□
3-8		○	【小規模保育事業所A型のみ】施設連携承諾書	連携支援の確約ができている場合のみ	□
4-1	整備計画	◎	事業工程表		■
4-2		◎	各室面積表		■
4-3		◎	配置図	屋外遊戯場の範囲、面積、駐輪場台数を記入	■
4-4		◎	平面図	居室名、面積、利用人員を記入	■
4-5		◎	立面図		■
4-6		◎	不動産の概要が分かる書類	取得価格、賃借料の記入されたもの	■
4-7		◎	保育所等運営に係る収支予算書	事業開始後5か年分	■
4-8		◎	資金計画書		■
4-9		○	借入金返済計画書		■
4-10		◎	残高証明書	資金計画書における自己資金分以上の額について、応募申込日前1カ月以内に発行されたもの	□

番号	項目	要否	名 称	備 考	部数
4-11	整備計画	○	【既存建物の活用のみ】 建築検査済証	建築検査済証を紛失している場合は、建築確認台帳記載事項証明	■

◎…提出必須 ○…場合によって提出必須

■…正本1部、副本7部提出が必要な書類 □…正本にのみ添付が必要な書類

## (2) 提出方法

以下のとおり正本1部、副本7部を直接提出のうえ、電子申込システムにてデータを提出してください。

### ア 直接提出

#### (ア) 提出期間

令和6年9月17日（火）から10月18日（金）まで（※土曜日、日曜日、祝日を除く）の午前9時から11時30分まで 及び 午後1時から午後5時まで（※受付枠の開始時間）

#### (イ) 提出日時の予約

担当職員による確認を行うため予約制とします。LINE アプリを活用し、以下の手順で申し込んでください。



#### 1 いずれかの方法で吹田市公式アカウントを友だち追加

(1) 公式アカウントで「順番待ち」を検索して友だち追加  
[順番待ち（LINEアプリ）友達追加ページ](#)

(2) 左のQRコードを読み込む

2 トーク上で「吹田市保育幼稚園室」と検索

3 「予約の種類」から「保育所及び小規模保育事業所A型募集に係る公募資料提出予約」を選択 →希望日時を予約

※1枠につき30分間の予約です。提出手続に1時間を要する想定のため、連続する2枠で予約してください。

#### (ウ) 留意事項

① 不備がある場合は受付できません。修正のうえ、提出期間内に再提出してください。

② 提出期間外は受付できません。特に期間の終盤に提出が集中し、日程調整できない可能性がありますので、余裕をもって提出してください。

### イ データ提出

#### (ア) 提出期間

直接提出後、3営業日以内

#### (イ) 提出方法

電子申込システム

[https://apply.e-tumo.jp/city-suita-osaka-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=15201](https://apply.e-tumo.jp/city-suita-osaka-u/offer/offerList_detail?tempSeq=15201)

提出日の翌開庁日から3日以内に、本市から受理メールを返信するので確認してください。

#### (ウ) 留意事項

① 法人名、法人所在地、代表者名など、提案者が特定される情報を除いて提出してください。

- ② 本市より提示する様式については、同じデータ形式（ワード又はエクセル）で提出してください。

(3) 提出書類に関する留意事項

提出期間後は、提案者の都合による提出書類の修正や追加提出はできません。ただし、本市の判断により、記載内容の説明を求めたり、提出資料の修正や追加資料の提出を求めたりすることがあります。

(4) 提案の無効に関する事項

次に該当するときは、その者の提案は無効とします。

ア 提案に関して談合等の不正行為があったとき。

イ 正常な提案の執行を妨げる等の行為をなす恐れがある者、又はなした者が提案したとき。

ウ その他、指示した事項及び提案に関する条件を満たさない、又は違反したとき。

2 関係法令の遵守

(1) 法令等の遵守

本事業の実施に当たっては、提案内容に応じて関連する関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守するとともに、各種基準、指針等についても本事業の趣旨と照らし合わせて適宜参考にしてください。

(2) 許認可等の手続き

ア 基準等の確認

本市では、建築確認申請等、法令に基づく許可・認可・確認、その他これらに類する申請等に先立ち、吹田市開発事業の手続等に関する条例による事前協議承認申請等の手続きが必要になることから、建築計画に当たっては、条例の基準等に適合した計画となるよう留意してください。

その他、保育所等の整備・運営に際して届出や許認可等の手続きが必要な機能を導入する場合は、その計画内容が関係法令・基準等に合致した計画となるよう留意してください。

イ 施設整備助成

施設整備に係る助成金の予算については、今後議決を得る予定です。なお、国補助金の活用を予定しており、この決定は後日となることから、本市での予算成立を以って交付の決定とはならないことに留意してください。

※助成金の交付に関わらず本事業を実施していただきます。本件に同意のうえ事業提案してください。

3 留意事項

(1) 費用の負担

応募に必要な費用は、提案者の負担とします。

(2) 資料等及び提出書類の取扱い

本市が配布及び公表する資料を、応募に関する検討以外の目的で使用することを禁じます。また、提案者から提出された書類は返却しないものとし、目的以外には使用しません。

なお、事前協議対象者については、事業者名や提案内容の一部（定員総数・場所・施設種別）を本市ホームページ等で公表します。

(3) 著作権

事業提案書及び図面の著作権は、提案者に帰属します。ただし、事業提案書について、提案者の選定、公表、住民説明、その他本市が必要と認めるときは、本市はこれを無償で使用できるものとしします。

また、事業提案書の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）に認められた場合を除き、第三者の承諾を得てください。

なお、第三者の著作物の使用に関する責は、提案者に帰するものとしします。

(4) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用したことに起因する責は、提案者に帰するものとしします。

(5) 機密事項の遵守

提案者は、提案内容や本市との協議事項、交渉内容等につき守秘義務を遵守することとし、本市の事前の承諾なく、これらの内容を公表することを禁じます。

(6) プロポーザルの延期又は中止

天災等の不可抗力による場合又は本公募を適正に執行することができないおそれがある場合、既に公告若しくは通知した事項の変更若しくは日程の延期又は中止することがあります。

また、この場合において、事業者は、本プロポーザルに要した費用を本市に請求することはできません。

4 応募の辞退

事業提案書の提出以降に本事業への応募を辞退する場合は、次のとおり辞退届を提出してください。

(1) 提出書類

辞退届（別紙「様式集」参照）

(2) 提出方法

直接提出又は郵送。

なお、直接提出の場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時 30 分までに当室へお越しください。事前に本市に提出日及び提出時間を電話連絡してください。

郵送の場合は、書留等の郵便局が配達した事実の証明が可能な方法で送付してください。

## 第 5 事前協議対象者の選定

1 事前審査

同一の地域及び施設類型で提案者が多数あるとき（※定数に 2 を加えた数を超える申込があった場合は、事前審査により以降の審査対象となる事業者を選定します。

(1) 実施期間

提案書等受付次第順次（令和 6 年 11 月 1 日（金）まで）

(2) 実施方法

事業者選定会議の定める基準により提案書の内容を採点し、上位の提案者（※定数に 2 を加えた数）を以降の審査対象者としします。

(3) 発表方法

事前審査の有無又は選定結果は令和6年11月6日(水)までに電子メールにより通知のうえ、その後書面により通知します。

(4) 事前審査を通過しなかった者に対する措置

以降の審査対象者として選定されなかった者は、その理由について、次のとおり書面を提出することにより説明を求められます。

ア 提出期間

通知日の翌日から起算して7日目(期限が閉庁日となる場合は、翌開庁日まで)の午後5時30分まで。なお、直接提出する場合は、開庁日の午前9時から正午まで及び午後0時45分から午後5時30分まで。

イ 提出場所

保育幼稚園室

ウ 提出方法

任意の様式による書面を直接提出又は郵送。ただし、郵送の場合は期日必着とし、配達記録が残る方法を採用すること。

エ 回答方法

令和6年11月20日(水)までに、書面により回答(発送)します。

2 ヒアリング審査

事業者選定会議において、提案書の確認及び提案者に対する質疑応答を行い、認可基準との適合、事業の継続性・安定性、事業者の適格性、定員構成の妥当性、当該施設が設置されることによる周辺の保育ニーズに対する効果、地域子ども・子育て支援への貢献などの観点で審査し、事業者を選定することとします。

(1) 実施日時

令和6年11月14日(木)、15日(金)のいずれか

※実施場所及び日時は、個別に電子メールにて通知します。

(2) 時間配分

1件につき15分程度

(3) 実施方法

事業者選定会議委員からの質問に回答いただきます。

提案者側の参加者は3人以内とし、原則として主たる担当者が提案書の内容に沿って回答してください。提案書の持ち込みは可能です。

なお、提案者を匿名で審査するため、事業者名称を特定できるもの(名札・バッジ等)を身につけないでください。

(4) 審査方法

各委員が審査基準に基づく順位付けを行い、1位と順位付けした委員数が多い者を上位とし、事前協議対象者及び次点者を決定します。(1位と順位付けした委員数で決定できない場合は、同数となった者について、2位と順位付けした委員数が多い者を上位とします。2位と順位付けした委員数でも決定できない場合は、同数となった者について、各委員が付けた順位を足し合わせた合計が小さい者を上位とします。いずれの方法でも決定できない場合は、事業者選定会議の合議又は多数決により決定します。)

ただし、事前協議対象者及び次点者は、各委員の持分点の総合計点の6割以上を獲得していることを条件とします。

[審査基準及び配点]

審査項目	審査事項	配点	計
事業者の基本方針	事業者の概要	10	20
	運営方針（保育理念、安全・防犯、保健衛生、苦情解決体制等）	10	
事業運営計画	施設整備（構造、園庭、遊具、駐車場、防犯対策、整備工程等）	10	70
	保育室（面積、仕様等）	5	
	職員配置（保育士の経験年数、常勤比率、施設長経歴、栄養士等の配置等）	25	
	人材確保方策（提携養成校、資格取得支援、研修計画等）		
	年齢別定員	5	
	連携施設	5	
	特別保育（延長保育、発達支援・要配慮保育、一時預かり事業等）	10	
	給食（アレルギー対応、食育の取組、献立等）	5	
	地域との連携（子育て支援、地域交流、災害時の協力体制等）	5	
経営の安定性	運営実績	5	10
	経営状態	5	
計			100

(5) 選定結果の通知

選定結果は、電子メールにより応募者に通知し、その後、書面による通知も行います。

また、本市ホームページで、応募者数と選定された事業者名を公表します。

(6) 事前協議対象者に選定されなかった者に対する措置

契約候補者として認められなかった者は、その理由について、次のとおり書面を提出することにより説明を求めることができます。

ア 提出期間

通知日の翌日から起算して7日目（期限が閉庁日となる場合は、翌開庁日まで）の午後5時30分まで。なお、直接提出する場合は、開庁日の午前9時から正午まで及び午後0時45分から午後5時30分まで。

イ 提出場所

保育幼稚園室

ウ 提出方法

任意の様式による書面を直接提出又は郵送。ただし、郵送の場合は期日必着とし、配達

記録が残る方法を採用すること。

## エ 回答方法

令和6年12月2日（月）までに、書面により回答（発送）します。

### 3 事前協議の実施

事前協議対象者は、速やかに本市と詳細な協議を行い、「事業実施者」として承認を受けていただくことが必要です。これ以降、事業実施に関する準備行為への着手が可能となります。

なお、事前協議で合意に至らない場合、事業実施を承認することはできません。この場合、次点者を事前協議対象者に繰り上げます。繰り上げの有無については、11月29日（金）までに次点者へ電子メール又は電話で連絡します。

なお、事業実施者がその責に帰すべき事由により事業を実施しない場合、本市から損害賠償請求を行うことがあります。

### 4 地域への説明

事業実施者は、できる限り早期に、近隣住民、自治会等を対象として、事業内容の周知と理解を得ることを目的とする説明会を開催してください。

なお、具体的な実施方法、開催日時等については、事前に本市と協議することとします。

### 5 情報の開示

提案募集に係る公文書公開請求があった場合は、吹田市情報公開条例に基づき、提出書類を公開します。

### 6 失格事項

応募者の参加資格要件に適合しない場合のほか、提出された事業提案書について、次のいずれかの事項に該当する場合も失格とします。

ア 事業提案書に虚偽の記載があった場合

イ 事業提案書に重大な不備・不足があった場合（必須項目を充足していない場合を含む）

ウ 選定の公平性に影響を与える行為があった場合

エ 本募集要項等に違反すると認められる場合

オ 事業提案書の内容に重大な問題点がある等、事業者選定会議等が失格と判断した場合

カ その他不正行為があった場合

## 第6 事業実施に関する事項

### 1 誠実な事業遂行義務

事業実施者は、本募集要項等、事業提案書に基づき、本市と随時協議しながら誠実に本事業を安定的かつ継続的に遂行してください。

### 2 留意事項

本事業においては、物品購入、業務委託、工事契約等可能な限り本市内の業者へ発注を行うよう努めてください。

なお、本事業における各段階の留意事項は以下のとおりです。

#### (1) 設計段階

ア 事業実施者は、業務の遂行上必要な各種申請等の手続きを速やかに行うとともに、関係機関と

の協議内容を本市に報告してください。

また、必要に応じて各種許認可の書類の写しを本市に提出してください。

イ 保育所等の設計において、関係機関との手続き、協議等により事業提案書等の内容に変更が生じた場合には本市に承認を得てください。

## (2) 建設段階

ア 事業実施者は、工事に当たって必要となる各種許認可、届出等を事業スケジュールに支障がないように事業実施者の責任において実施してください。

イ 施設建設にあたり、補助金の交付を受ける場合の入札は、本市の入札の手引きに基づき、本市と協議のうえで進めてください。

ウ 建設に当たって必要な関係機関との協議に起因する遅延については、事業実施者が責任を負うものとします。

エ 施工に際しては工事の関係者間で必要な調整を十分に行い、的確な施工管理を行ってください。

オ 工事車両の通行に際しては十分な安全対策を講じるとともに、砂埃や騒音・振動、悪臭、交通渋滞等についても近隣への影響を最小限に抑える対策を講じることとし、近隣住民から苦情が寄せられた場合には誠意をもって対応し、事業実施者自らの責任及び費用において対応してください。

カ 調整結果や対応内容、工事スケジュール等を随時本市に報告してください。

キ 本市は必要に応じて、保育所等の整備工事の状況について確認を行う場合があります。

ク 事業実施者は、本市からの指示に基づき、認可申請等の手続きをしてください。

## (3) 運営段階

事業実施者は、保育所等の運営に当たっては、保育所等の利用者に対し、誠意を持って対応し、適切に運営してください。

また、近隣住民にとっても利用しやすく、地域に開かれた運営を行うとともに、地域の児童福祉の向上に貢献できる運営を行ってください。

## (4) 事業終了時

事業実施者が当該保育事業を終了する場合は、この終了日までに利用者の保育について、必要な対応をすることが必要です。

また、事業実施者は保育所等の廃止に当たっては、当該施設の利用者、近隣住民に対して十分な説明を行い、要望に対しては最大限に尊重し、その対応に努めること。収去の方法等については、事業終了日の前年度の4月を目途に本市と協議してください。

例) 令和9年3月末(令和8年度末)で事業を終了する場合、令和7年4月に本市へ協議を申し込んでください。

## 3 事業実施者の負担

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より質の高いサービスの提供を目指すものであり、事業実施者が実施する事業については、事業実施者が責任をもって遂行し、これに伴い発生するリスク、費用については事業実施者が負担するものとします。

ただし、本市が責任を負うべき合理的な理由がある場合は、この限りではありません。

## 第7 開設準備に係る各種助成金等について

施設整備に関して、本市や国の交付要件を満たす場合に、国の就学前教育・保育施設整備交付金、保育対策総合支援事業費補助金（保育所等改修費等支援事業）による補助金の交付を予定しています。ただし、事業選定に伴い交付を確約するものではありません。交付要件等の詳細については、事業提案書の提出までにお問い合わせください。

なお、助成金の交付に関わらず本事業を実施していただきます。本件に同意のうえ事業提案してください。

### 【提出・問合せ先】

〒564-8550

吹田市泉町1丁目3番40号 吹田市役所 217番窓口

吹田市児童部保育幼稚園室 整備グループ

電 話 06-6384-1592（直通）

06-6384-1231（代表） （内線）2559・2558・2478

FAX 06-6384-2105

Mail [hoiku\\_keiriseibi@city.suita.osaka.jp](mailto:hoiku_keiriseibi@city.suita.osaka.jp)